

子ども会安全共済会事務の手引き 福岡県子連 2024 年度

(各単位子ども会編)

加入手続き

年度当初の申込は、5月末までに手続きを完了すると、4月1日に遡って補償が開始されます。

※6月以降の申込は、すべての手続きが完了した日の翌日から補償が開始されます。

加入の申込には、**下記①②を作成して市町村子連へ提出※1** と、あわせて**③会費の納入※2**が必要となります。

① 加入申込書(共済様式 03・04)…加入者の人数・加入者の氏名・性別・学年(年齢)等を記入し、作成してください。

※ 幼児(4月1日現在で満3歳以下)が加入する場合は、本人に加え保護者の加入も必要になります。

② 年間行事計画書(共済様式 05)…1年間の行事計画等を記入し、作成してください。

※1 書類提出期限等は市町村子連へ確認ください。

※ ネット加入の場合は①②ともデータ入力し、**共済掛金報告書(共済様式 06)**を市町村子連へ提出します。

③ 会費 **200円** × 加入者数(加入申込書に記入した人数) を納入してください。

※2 会費の県子連口座への振込は、各単位子ども会が直接行う場合と、各市町村子連がまとめて振込む場合があります。

会費の納入方法については市町村子連へ確認ください。

※ 令和6年度より会費は200円となりました。

※ 納入いただく会費の金額は、加入の時期にかかわらず、年間とおして 200 円です。

◇会費振込口座

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 521465

福岡県子ども会育成連合会

ゆうちょ銀行 01780-1-139620

福岡県子ども会育成連合会

ゆうちょ銀行 17420-44955201
(通帳間送金に利用できます)

福岡県子ども会育成連合会

※会費振込の際は、個人名ではなく、市町村名および単位子ども会名を記入(入力)してください。

◇振込手数料について

ゆうちょ銀行からゆうちょ銀行へ(帳票利用の場合)

ATM	通帳・キャッシュカードでの振込 現金での振込	⇒ 5万円未満 152円 ⇒ 5万円未満 262円
窓口	通帳・キャッシュカードでの振込 現金での振込	⇒ 5万円未満 203円 ⇒ 5万円未満 313円

(ゆうちょ銀行には、帳票を利用できる ATM があります。)

福岡銀行から福岡銀行へ

ATM	通帳・キャッシュカードでの振込 現金での振込	⇒ 3万円未満 55円 ⇒ 3万円未満 110円
窓口	通帳・キャッシュカードでの振込	⇒ 3万円未満 330円

加入手続き（年度途中に追加加入する場合）

必要書類①を作成して提出し、あわせて会費③を納入してください。

行事計画が変更になったとき

年度当初計画していた行事について変更する場合や、新たに行事を実施することになった場合は、修正後の行事予定を②年間行事計画書(共済様式 05)に記入し、市町村子連へ提出してください。

住所や氏名などに変更や配入誤り、転入者等があった場合

変更届(共済様式 07)の必要な項目を記入し、市町村子連へ提出してください。

共済金請求手続き

- 事故が起こったら、速やかに事故第一報報告書(共済様式 20)を作成し、市町村子連へ提出してください。
- その後の手続きについては、別紙(事故が起こったら～事故第一報から共済金請求の流れ～)を参照してください。

支払われる共済金は

- ・医療共済金 健康保険証を使って治療の際に発生した医療費総額の 30%(1,001 円～50 万円まで)
- ・後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7 万円～600 万円
- ・死亡共済金 600 万円

賠償責任保険について

誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときに請求できます。

- 事故が起こったら、子ども会賠償責任保険事故報告〈第一報〉(賠責様式1)を作成し、市町村子連へ提出してください。(物損の場合は破損の状況を写真に撮っておいてください。)

→市町村子連より県子連へ書類提出後、全国子ども会連合会より保険金支払可否の判断をうけます。

- 支払可の判断がでた場合は、請求手続きのために必要な書類(別途ご案内します)を作成し、市町村子連へ提出してください。

ネット加入について

現在、ネット加入を推進しています。

- ・ネット加入は、名簿・行事計画をデータ入力でき、市町村子連への提出書類は、入金関係(共済様式06)の1枚のみです。
- ・また、前年度に入力した名簿を新年度にデータ移行でき、年齢も自動的に1歳アップします。

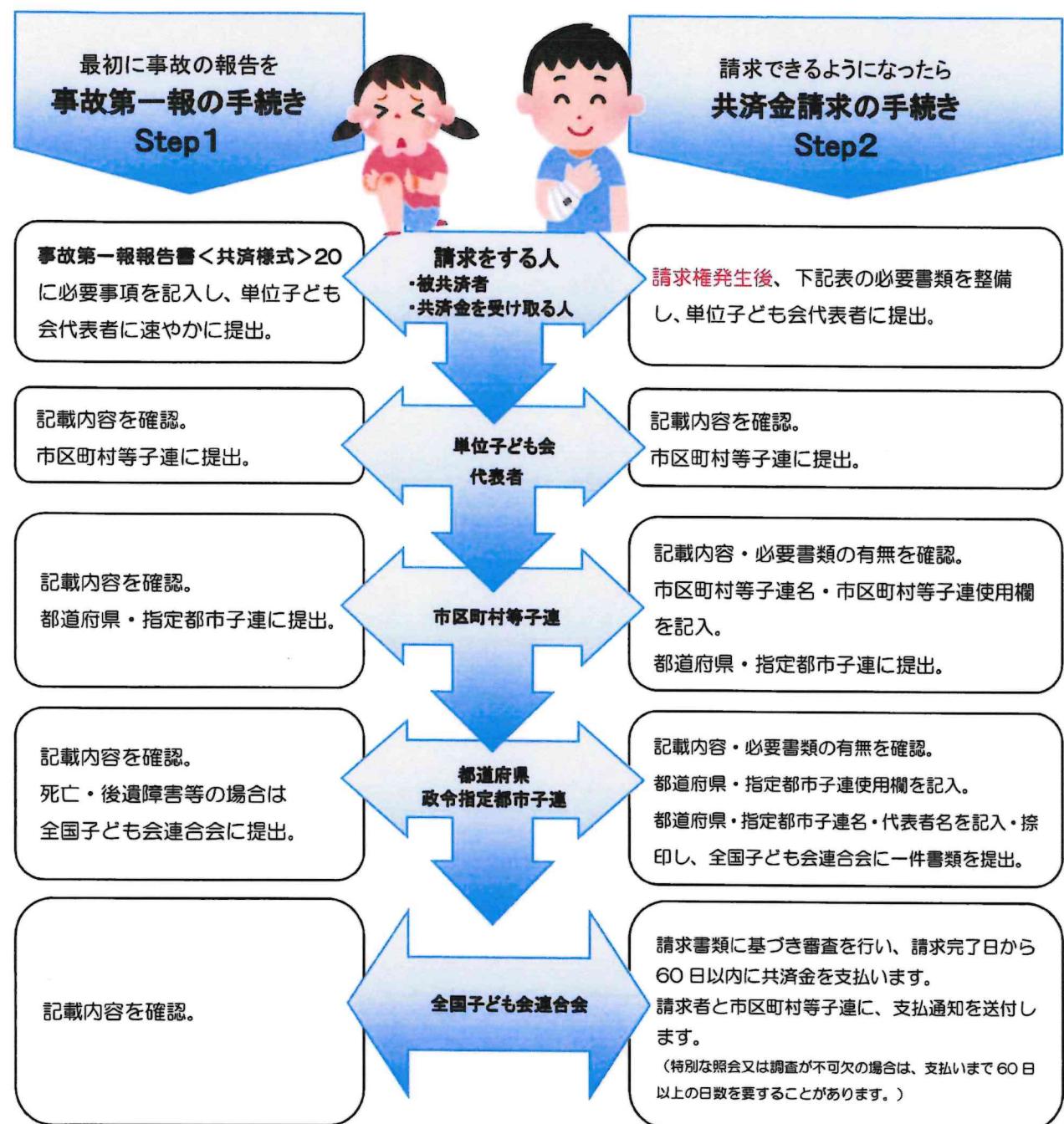
新規にネット加入を検討される場合は、福岡県子ども会育成連合会事務局へお問合せください。

福岡県子ども会育成連合会事務局

TEL 092-947-7433

事故が起こったら

～事故第一報から共済金請求の流れ～



様式については各県市子連へお尋ねください。また全国子ども会連合会ホームページにもご用意しています。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
事故第一報報告書	20	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。